

回答書

令和3年12月3日

〒981-0933

仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライツシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく 御中

〒102-0083

東京都千代田区麹町1丁目4番地

半蔵門ファーストビル3階

AZX総合法律事務所

株式会社B P 仙台

セントジェームズクラブ迎賓館仙台

代理人弁護士 増渕 勇

同 佐藤 ひな

TEL: 03-3512-2531 (代表)

FAX: 03-3237-21



令和3年9月29日付「照会書」につき、以下のとおり回答させていただきます。

第1 保障人数について

①各部屋の定員数および最低保障人数について

弊館の部屋数は4室、各部屋の定員数は、1階の部屋が90名、4階の部屋が130名、5階の部屋が114名、6階の部屋が65名となります。最低保障人数については、お申込みいただくお客様以外にはお伝えしておりませんので、回答を控えさせていただきます。

②最低保障人数を設けている趣旨について

弊館では、有限である部屋、人員及び時間を活用して収益を上げております。そして、例えば、春や秋、ジュンプライムの時期が挙式・披露宴のハイシーズンとなり、そのうちの大安吉日の祝日や土日にお客様のご要望が集中する一方で、冬や夏の時期のご予約はそれほど多くなく、仏滅に施行されるお客様は限られております。したがって、弊館は、これらの限られた時期や日取りにおける施行から利益を確保しなければならず、また、先にご予約をいただいたお客様に対して、後か

らより多くの施行人数での別の施行予定が生じたことを理由に部屋や日程の変更をお願いすることなどももちろんできませんので、部屋の定員数を著しく下回るような参列者数でのご利用のお申込みには応じることはできません。

したがって、ご予約後に一定以上の人数のご参列が見込めない状況になってしまった場合であっても、最低保障人数制度を設け、運用させていただいております。

③-1 相当期間前に、最低保障人数を下回ることが明らかになった場合でも、実際に料理・飲物を提供しているか否かについて

人数分の料理や飲物を用意する前に参列者数が最低保障人数を下回ることが明らかになった場合は、新郎新婦のご要望に応じる形で対応させていただいております。

すなわち、新郎新婦が実際の参列者数(最低保障人数を下回る人数)分の料理や飲物の用意をご要望の場合は、最低保障人数分の料理や飲物は提供しておりませんが、新郎新婦がご要望であれば、例えば、男性の参列者の多いテーブルに、最低保障人数に満たなかった数名分の料理を提供することもございます。

③-2 料理代・飲物代金を徴収できるとする根拠について

最低保障人数制度設定の趣旨は上記のとおりですので、弊館では、最低保障人数を下回る人数でのご利用のお申込みには応じておらず、最低保障人数以上でのご利用は、お客様と弊館との間の契約条件となっております。そのため、ご予約後にそのような状況になった場合、本来であればご利用契約の解除事由ともなりうるべきところ、弊館としては、最低保障人数でご利用いただいた場合の代金を頂戴することで契約解除となる事態を回避し、お客様に予定通り挙式・披露宴を施行していただけるようにしております。

④-1 上記③につき、消費者契約法第9条1号に規定される違約金の徴収には当たらないことについて

弊館では、人数変更(減少)自体に違約金を課しているものではなく、最低保障人数制度の趣旨は上記のとおりですので、消費者契約法第9条1号に抵触するものではないと考えております。

④-2 消費契約法第10条違反とはならないことについて

最低保障人数制度の趣旨は上記のとおりですので、「弊館規約第2条は消費者の権利を制限し又は義務を加重する消費者契約の条項であって、消費者の利益を一方的に害するもの」ではないため、消費契約法第10条違反となるものではないと考えております。

⑤ 申込から10日を経過した場合の会場変更について

弊館では、昨今のコロナ禍での特殊な事例を除き、申込から10日を経過した後に会場変更の申

出を受けた事例を把握しておりません。

第2 解約料について

解約料の算定根拠については、「平成 19 年度中小企業活路開拓調査・実現化事業 消費者契約法の施行に係る結婚式場・披露宴会場約款の見直しに関する調査研究報告書」(社団法人日本ブライダル事業振興協会)における、調査結果に基づいて合理的に算定された解約料に則って規定しております。

第3 新規約について

弊館では、お客様以外には規約を開示しておりませんので、回答を控えさせていただきます。

以上